

令和 2 年第 2 回（6 月）

川口市議会定例会

一般議案

令和2年第2回（6月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第 53号	川口市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第 54号	川口市税条例の一部を改正する条例	3
議案第 55号	川口市租税特別措置法関係事務手数料条例の一部を改正する条例	13
議案第 56号	川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	14
議案第 57号	川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	15
議案第 58号	川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	16
議案第 59号	川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例の一部を改正する条例	17
議案第 60号	川口市公衆浴場の設置場所及び構造設備の基準等を定める条例の一部を改正する条例	18
議案第 61号	川口市介護保険条例の一部を改正する条例	19
議案第 62号	川口市戸塚環境センター施設整備事業者選定委員会条例	20
議案第 63号	川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	22
議案第 64号	工事請負契約の締結について（新庁舎2期棟建設に係る庁舎解体ほか工事）	24
議案第 65号	工事請負契約の締結について（青木会館解体工事）	25
議案第 66号	財産の取得について（消防ポンプ自動車（CD-I型）ぎ装）	26
議案第 67号	財産の取得について（高規格救急自動車）	27
議案第 68号	損害賠償の額の決定について	28
議案第 69号	専決処分の承認について（令和元年度川口市一般会計補正予算）	29
議案第 70号	専決処分の承認について（令和元年度川口市小型自動車競走事業特別会計補正予算）	32

議案第	7 1 号	専決処分の承認について（令和元年度川口都市計画土地区画 整理事業特別会計補正予算）……………	34
議案第	7 2 号	専決処分の承認について（令和 2 年度川口市一般会計補正予 算）……………	37
議案第	7 3 号	専決処分の承認について（令和 2 年度川口市一般会計補正予 算）……………	49
議案第	7 4 号	専決処分の承認について（令和 2 年度川口市国民健康保険事 業特別会計補正予算）……………	61
議案第	7 5 号	専決処分の承認について（川口市税条例の一部を改正する条 例）……………	72
議案第	7 6 号	専決処分の承認について（川口市国民健康保険税条例の一部 を改正する条例）……………	74
議案第	7 7 号	専決処分の承認について（川口市病院事業の設置等に関する 条例及び川口市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正 する条例の一部を改正する条例）……………	76
議案第	7 8 号	専決処分の承認について（和解契約の締結について）……………	78
議案第	7 9 号	専決処分の承認について（川口市税条例の一部を改正する条 例）……………	80
議案第	8 0 号	専決処分の承認について（川口市国民健康保険条例の一部を 改正する条例）……………	82
議案第	8 1 号	専決処分の承認について（川口市後期高齢者医療に関する条 例の一部を改正する条例）……………	86
議案第	8 2 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立青木保育所）…	88
議案第	8 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立芝高木保育 所）……………	89
議案第	8 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立川口駅前保 育園）……………	90
議案第	8 5 号	市道路線の認定について（安行第 1 9 7 - 6 号線ほか 1 路線）…	91
議案第	8 6 号	市道路線の廃止について（新郷第 5 0 5 号線）……………	92
議案第	8 7 号	市道路線の廃止について（神根第 6 8 1 号線）……………	93

議案第	88号	市道路線の廃止について（安行第293号線）	94
議案第	89号	川口市農業委員会委員の任命同意について	95
議案第	90号	人権擁護委員の候補者の推薦について	100
議案第	91号	人権擁護委員の候補者の推薦について	101
議案第	92号	人権擁護委員の候補者の推薦について	102

議案第 53号

川口市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

川口市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（川口市伝染病患者家消毒旅費支給条例の廃止）」を付する。

附則に次の1項を加える。

（防疫作業手当の特例）

3 第3条の規定にかかわらず、当分の間、職員が次に掲げる業務に従事したときは、従事した日1日につき3,000円（感染者（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項において同じ。）に感染し、又は感染が疑われる者をいう。以下この項において同じ。）の身体に接触し、又は感染者に長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずるものとして市長が別に定める業務に従事したときは、4,000円）を防疫作業手当として支給する。

(1) 第3条第1号及び第2号に規定する業務（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）

(2) 前号に掲げる業務に準ずるものとして市長が別に定める業務

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川口市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）附則第3項の規定は、令和2年1月27日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の川口市職員の特殊勤務手当に関する条例第3条の規定に基づいて支払われた新条例附則第3項第1号に掲げる業務に対する防疫作業手当は、同項の規定に基づく防疫作業手当の内払とみなす。

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 54号

川口市税条例の一部を改正する条例

第1条 川口市税条例（昭和29年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「、寡夫又は単身児童扶養者」を「又はひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」の次に「ことができる」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第6項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に改め、「みなす」の次に「ことができる」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者

とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) 土地にあつては、その所在及び地番
- (4) 家屋にあつては、その所在及び家屋番号
- (5) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第97条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第97条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第151条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第4条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「。以下この条」を「。以下この項」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における当該加算した割合」に改める。

附則第5条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第9条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第11条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第11条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 法附則第15条第30項第1号イに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第11条の2第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ハ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第2号イ」に、「2分の1」を「12分の7」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第1号ホ

」を「附則第15条第30項第2号ロ」に、「2分の1」を「12分の7」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第3号イ」に、「12分の7」を「3分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を同条第16項とする。

附則第12条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に、「法附則第17条の2第1項に規定する修正価格」を「同項に規定する修正価格」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第14条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第14条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第16条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第18条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第18条の2第1項中「平成32年度」を「令和5年度」に、「同項」を「同法第31条第1項」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和5年度

」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第20条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第21条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第22条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第23条の2中「、第19項、第22項、第24項、第32項、第44項、第48項若しくは第50項」を「から第20項まで、第29項、第38項、第42項、第44項若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改める。

第2条 川口市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第2項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表の第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表の第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第34条の5の2第1項中「又は個別帰属法人税額」及び「、当該連結事業年

度分」を削り、同条第2項中「又は個別帰属法人税額」を削り、「第321条の8第5項、第9項、第12項又は第15項」を「第321条の8第3項、第8項、第11項、第13項、第17項、第19項、第23項又は第26項」に改め、同条第3項中「又は連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。以下同じ。）」を削り、同条第4項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第5項中「又は連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項と

し、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第97条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第4条の2第2項中「及び第4項」を削り、「これら」を「同項」に改める。

附則第5条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第97条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条第1項の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに附則第4条の2、第5条第1項、第18条第1項及び第18条の2第3項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中第97条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条第2項の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の川口市税条例（以下「新条例」という。）附則第4条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第2

92条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）とする。

4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の川口市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定

資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第7条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 施行日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第23条の2の規定の適用については、同条中「、第44項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第44項」とする。

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 55号

川口市租税特別措置法関係事務手数料条例の一部を改正する条例

川口市租税特別措置法関係事務手数料条例（平成11年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第38条の4第23項」を「第38条の4第24項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 56号

川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第72号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連
携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」
に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育
事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置そ
の他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児
に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう
必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保
が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「場合」の次に「（同項第2号に該当する場合に限る。）」を加
える。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精
神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合
」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 57号

川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第74号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 58号

川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第71号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「場合」の次に「（同項第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 59号

川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例の一部を
改正する条例

川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例（平成30年
条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号中「上り用湯」を「上がり用湯」に改め、同項第6号中「上
り用水」を「上がり用水」に改め、同項第7号中「原湯」を「原湯等」に改め、同
項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪等を捕集する網状
の装置をいう。

第5条第4項第2号中「、フロント」を削り、同項第3号イ中「上り用湯、上り
用水」を「上がり用湯、上がり用水」に改め、同号エ中「上り用湯及び上り用水」
を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同号オ(ア)中「原湯」を「原湯等」に改
め、同号コ中「調整する」を「調節する」に、「調整箱」を「調節箱」に改める。

第8条第4号を削り、同条第5号イ中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯
及び上がり用水」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第6号を第5号とし、第
7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第9条第3号を削り、同条第4号ア中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯
及び上がり用水」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第5号を第4号とし、第
6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第10条第1号ア中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」
に改める。

第11条中「、第4号及び第8号」を「及び第7号」に、「、第3号及び第7号
」を「及び第6号」に改める。

附則第3項中「第8条第5号エからカまで、第9条第4号ウからオまで」を「第
8条第4号エからカまで、第9条第3号ウからオまで」に改める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 60号

川口市公衆浴場の設置場所及び構造設備の基準等を定める条例の一部を改正する条例

川口市公衆浴場の設置場所及び構造設備の基準等を定める条例（平成29年条例第74号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号中「上り用湯」を「上がり用湯」に改め、同項第6号中「上り用水」を「上がり用水」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同項第10号中「原湯」を「原湯等」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪等を捕集する網状の装置をいう。

別表第1第9号中「飲料水」を「飲用に適する水」に改め、同表第14号中「上り用湯栓及び上り用水栓」を「上がり用湯栓及び上がり用水栓」に改め、同表第17号中「水道水以外の水を使用した」を削り、「上り用湯及び上り用水並びに」を「上がり用湯、上がり用水及び」に改め、同表第19号中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同表第20号ア中「原湯」を「原湯等」に改め、同表第30号中「調整する」を「調節する」に、「調整箱」を「調節箱」に改める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 61号

川口市介護保険条例の一部を改正する条例

川口市介護保険条例（平成12年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の見出し中「平成31年度及び」及び「の各年度」を削り、同条第1項中「22,270円」を「17,570円」に改め、同条第2項中「22,270円」を「17,570円」に、「36,080円」を「28,240円」に改め、同条第3項中「22,270円」を「17,570円」に、「45,500円」を「43,930円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例（附則第10条の見出しの改正規定を除く。）による改正後の川口市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 62号

川口市戸塚環境センター施設整備事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 川口市戸塚環境センターに整備する廃棄物処理施設の設計、建設及び維持管理を行う事業者（以下「事業者」という。）の選定を公正かつ適正に実施するため、川口市戸塚環境センター施設整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 事業者の選定の基準に関すること。
- (2) 事業者の提案の審査に関すること。
- (3) 事業者の選定に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市職員

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から委員会が第2条の諮問に対して最終的な答申を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第8条 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表廃棄物処理施設設置等調整委員会の項の次に次のように加える。

戸塚環境センター施設整備 事業者選定委員会	委 員 長	日 額	7, 8 0 0 円
	委 員	日 額	7, 2 0 0 円

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 63号

川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

川口市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「譲渡し」を「譲渡し、」に改める。

第6条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

第10条第8項中「差引いた」を「差し引いた」に改め、同項第2号中「かつ」を「かつ、」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに附則第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中

12,400	13,300	14,200
10,600	11,500	12,400
8,800	9,700	10,600

を

12,440	13,320	14,200
10,670	11,550	12,440
8,900	9,790	10,670

に改め、同表備考第1号中「死亡若

しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例（第4条及び第10条第8項の改

正規定を除く。)による改正後の川口市消防団員等公務災害補償条例(次項において「新条例」という。)の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第6条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた川口市消防団員等公務災害補償条例第6条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第5条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 64号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 新庁舎2期棟建設に係る庁舎解体ほか工事
- 2 工 事 場 所 川口市青木2丁目1番1号
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 577,500,000円
- 5 契約の相手方 埼玉県川口市前川1丁目26番22号
株式会社滝口興業

代表取締役 瀧 口 勝 則

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 65号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 青木会館解体工事
- 2 工 事 場 所 川口市青木3丁目3番1号
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 467,500,000円
- 5 契 約 の 相 手 方 埼玉県川口市北原台3丁目16番38号
株式会社修和

代表取締役 染 谷 修

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 66号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 消防ポンプ自動車（CD-I型）ぎ装
- 2 納入場所 川口市芝下2丁目1番1号
- 3 納入者 東京都千代田区外神田5丁目5番11号 小西ビル1階
長野ポンプ株式会社東京営業所
所長 藤井利男
- 4 数量 1式
- 5 取得価格 38,390,000円

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第 67号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 高規格救急自動車
- 2 納入場所 川口市芝下2丁目1番1号
- 3 納入者 埼玉県川口市栄町1丁目16番12号
埼玉トヨタ自動車株式会社川口店
店長 岩崎 邦夫
- 4 数量 2台
- 5 取得価格 41,690,000円

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 68号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により議決を求める。

記

1 損害賠償の相手方

鴻巣市在住

男性 34歳 他77名

2 損害賠償の額

2,144,505円

3 損害賠償の要旨

市立高等学校及び市立幼稚園に勤務していた臨時的任用教員に対する退職手当の一部未払いに係る損害賠償の額は、平成27年度から令和元年度までの退職手当における調整額加算分の支給漏れに伴う未払い額16,643,900円について、対応する退職手当支払期限の翌日から未払い額を支払った令和2年3月13日までの年5%の割合による遅延損害金の額2,144,505円とする。

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 69号

専決処分の承認について

令和元年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

令和元年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

川口市長 奥ノ木 信夫

令和元年度川口市一般会計補正予算（第10号）

令和元年度川口市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	新庁舎建設事業	7,247 千
		新庁舎開設準備費	4,936
3 民生費	1 社会福祉費	地域生活支援事業	1,882
		障害福祉サービス事業所施設管理費	182
	3 児童福祉費	一般事務費	1,694
4 衛生費	1 保健衛生費	一般事務費	52,535
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良事業	62,975
	3 河川費	芝川改修事業	47,971
	4 都市計画費	仁志町領家町線街路整備事業	11,957
		環状本町飯塚線街路整備事業	43,710
		上青木東西線街路整備事業	121,095
		南浦和前川線街路整備事業	26,651
		芝地区住宅市街地総合整備事業	184,880
里地区住宅市街地総合整備事業	13,134		

款	項	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	消防自動車購入費	172,000 千円
10 教育費	3 中学校費	中学校施設維持補修費	75,451
		中学校夜間学級建設事業	185,075

2 変更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
8 土木費	4 都市計画費	川口栄町3丁目銀座地区第一種市街地再開発事業	323,496千円	358,456千円

議案第 70号

専決処分の承認について

令和元年度川口市小型自動車競走事業特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

令和元年度川口市小型自動車競走事業特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

川口市長 奥ノ木 信 夫

令和元年度川口市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度川口市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 変更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
3 施設整備費	1 施設整備費	オートレース場施設整備費	52,173千円	96,653千円

議案第 71号

専決処分の承認について

令和元年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

令和元年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

川口市長 奥ノ木 信夫

令和元年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
2 土地区画 整理事業 費	2 新郷東部第2事業 区画整理費	新郷東部第2事業費	18,513 千円
	3 芝東第3事業 区画整理費	芝東第3事業費	22,990
	4 芝東第4事業 区画整理費	芝東第4事業費	108,040
	7 石神西立野特定 事業区画整理費	石神西立野特定事業費	111,194
	8 安行藤八特定事業 区画整理費	安行藤八特定事業費	42,571

2 変 更

款	項	事 業 名	金 額	
			補正前	補正後
2 土地区画 整理事業 費	9 里 事 業 区画整理費	里事業費	287,500千円	365,289千円

議案第 72号

専決処分の承認について

令和2年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

令和2年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年4月13日

川口市長 奥ノ木 信夫

令和2年度川口市一般会計補正予算（第1号）

令和2年度川口市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,601,818千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209,531,818千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 繰入金		千円 10,567,716	千円 1,601,818	千円 12,169,534
	1 基金繰入金	10,555,716	1,601,818	12,157,534
歳 入	合 計	207,930,000	1,601,818	209,531,818

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商工費		千円 4,510,385	千円 1,601,818	千円 6,112,203
	1 商工費	4,510,385	1,601,818	6,112,203
歳 出	合 計	207,930,000	1,601,818	209,531,818

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
20 繰入金	千円 10,567,716	千円 1,601,818	千円 12,169,534
歳入合計	207,930,000	1,601,818	209,531,818

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
7 商工費	千円 4,510,385	千円 1,601,818	千円 6,112,203
歳出合計	207,930,000	1,601,818	209,531,818

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
0	0	0	1,601,818
0	0	0	1,601,818

2 歳 入

20款 繰入金 1項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	9,124,517	1,601,818	10,726,335
計	10,555,716	1,601,818	12,157,534

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 財政調整基金 繰入金	1,601,818	財政調整基金繰入金	1,601,818

20款 繰入金

3 歳 出

7 款 商工費 1 項 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 商工振興費	4,276,794	1,601,818	5,878,612				1,601,818
計	4,510,385	1,601,818	6,112,203	0	0	0	1,601,818

(単位：千円)

節			目 の 説 明
区 分	金 額	説 明	
10 需用費	50	印刷製本費 50	緊急経済対策費【産業労働政策課】 1,601,818
11 役務費	1,768	通信運搬費 1,768	
18 負担金・補助 及び交付金	1,600,000	小規模事業者等事業継続緊急支援金 1,600,000	

議案第 73号

専決処分の承認について

令和2年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

令和2年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

川口市長 奥ノ木 信夫

令和2年度川口市一般会計補正予算（第2号）

令和2年度川口市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,690,144千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ272,221,962千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 41,289,047	千円 62,243,894	千円 103,532,941
	2 国庫補助金	4,773,528	62,243,894	67,017,422
20 繰入金		12,169,534	446,250	12,615,784
	1 基金繰入金	12,157,534	446,250	12,603,784
歳 入 合 計		209,531,818	62,690,144	272,221,962

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 15,454,695	千円 61,482,214	千円 76,936,909
	1 総務管理費	12,044,719	61,482,214	73,526,933
3 民生費		95,466,246	761,680	96,227,926
	3 児童福祉費	41,327,707	761,680	42,089,387
4 衛生費		18,687,024	446,250	19,133,274
	1 保健衛生費	8,745,758	446,250	9,192,008
歳 出 合 計		209,531,818	62,690,144	272,221,962

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	千円 41,289,047	千円 62,243,894	千円 103,532,941
20 繰入金	12,169,534	446,250	12,615,784
歳入合計	209,531,818	62,690,144	272,221,962

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	15,454,695	61,482,214	76,936,909
3 民生費	95,466,246	761,680	96,227,926
4 衛生費	18,687,024	446,250	19,133,274
歳 出 合 計	209,531,818	62,690,144	272,221,962

補正額の財源内訳			
特 国 県 支 出 金	定 地 方 債	財 源 そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
61,482,214	0	0	0
761,680	0	0	0
0	0	0	446,250
62,243,894	0	0	446,250

2 歳 入

16款 国庫支出金 2項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	478,690	61,482,214	61,960,904
2 民生費国庫補助金	920,321	761,680	1,682,001
計	4,773,528	62,243,894	67,017,422

20款 繰入金 1項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	10,726,335	446,250	11,172,585
計	12,157,534	446,250	12,603,784

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
7 特別定額給付金給付事業補助金	61,482,214	特別定額給付金給付事務費補助金	611,014
		補助基本額	611,014 の 10/10
14 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業補助金	761,680	特別定額給付金給付事務費補助金	60,871,200
		補助基本額	60,871,200 の 10/10
14 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業補助金	761,680	子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金	17,680
		補助基本額	17,680 の 10/10
14 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業補助金	761,680	子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金	744,000
		補助基本額	744,000 の 10/10

1 財政調整基金繰入金	446,250	財政調整基金繰入金	446,250
-------------	---------	-----------	---------

16款 国庫支出金 20款 繰入金

3 歳 出

2 款 総務費 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
33 特別定額給付金給付費	0	61,482,214	61,482,214	61,482,214 国庫支出金			
計	12,044,719	61,482,214	73,526,933	61,482,214	0	0	0

3 款 民生費 3 項 児童福祉費

16 子育て世帯への臨時特別給付金給付費	0	761,680	761,680	761,680 国庫支出金			
計	41,327,707	761,680	42,089,387	761,680	0	0	0

4 款 衛生費 1 項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	1,693,005	446,250	2,139,255				446,250
計	8,745,758	446,250	9,192,008	0	0	0	446,250

節			目 の 説 明
区 分	金 額	説 明	
3 職員手当等	7,172	時間外勤務手当 7,172	特別定額給付金給付事業【自治振興課】 61,482,214
10 需用費	572	消耗品費 440 印刷製本費 132	
11 役務費	34,820	通信運搬費 51 口座振替手数料 32,194 口座組戻手数料 2,575	
12 委託料	567,900	配送委託料 220 看板等製作委託料 53 特別定額給付金給付業務委託料 567,627	
13 使用料及び賃借料	550	器具等借上料 550	
18 負担金・補助及び交付金	60,871,200	特別定額給付金 60,871,200	

10 需用費	466	印刷製本費 466	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業【子ども育成課】 761,680
11 役務費	13,254	通信運搬費 7,644 口座振替手数料 5,170 口座組戻手数料 440	
12 委託料	3,960	システム開発・保守委託料 3,960	
18 負担金・補助及び交付金	744,000	子育て世帯臨時特別給付金 744,000	

18 負担金・補助及び交付金	446,250	新型コロナウイルス感染症対応協力医療機関補助金 446,250	新型コロナウイルス感染症対応協力医療機関支援事業【保健総務課】 446,250
----------------	---------	---------------------------------	--

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	給 与 費		合 計 (千円)	備 考
	職員手当(千円)	計 (千円)		
補正後	12,470,083	28,246,591	33,451,197	
補正前	12,462,911	28,239,419	33,444,025	
比 較	7,172	7,172	7,172	

職員手当の 補正の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	858,855
	補正前	851,683
	比 較	7,172

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	給 与 費		合 計 (千円)	備 考
	職員手当(千円)	計 (千円)		
補正後	12,169,485	26,300,855	31,258,863	
補正前	12,162,313	26,293,683	31,251,691	
比 較	7,172	7,172	7,172	

職員手当の 補正の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	814,530
	補正前	807,358
	比 較	7,172

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当	7,172	その他の増減分	7,172	

議案第 74号

専決処分の承認について

令和2年度川口市国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

令和2年度川口市国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

川口市長 奥ノ木 信夫

令和２年度川口市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

令和２年度川口市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３０，６００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５５，１３９，７００千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 県支出金		千円 37,480,661	千円 30,600	千円 37,511,261
	1 県補助金	37,480,661	30,600	37,511,261
歳 入	合 計	55,109,100	30,600	55,139,700

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		千円 37,280,766	千円 30,600	千円 37,311,366
	6 傷病手当金	0	30,600	30,600
歳 出	合 計	55,109,100	30,600	55,139,700

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	千円 37,480,661	千円 30,600	千円 37,511,261
歳入合計	55,109,100	30,600	55,139,700

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 保険給付費	37,280,766	30,600	37,311,366
歳出合計	55,109,100	30,600	55,139,700

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
30,600	0	0	0
30,600	0	0	0

2 歳 入

4 款 県支出金

1 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付費等交付金	37,480,661	30,600	37,511,261
計	37,480,661	30,600	37,511,261

節		説明
区分	金額	
2 保険給付費等 交付金（特別 交付金）	30,600	特別調整交付金分（市町村分） 30,600

3 歳 出

2 款 保険給付費 6 項 傷病手当金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 傷病手当金	0	30,600	30,600	30,600 県支出金			
計	0	30,600	30,600	30,600	0	0	0

(単位：千円)

節			目 の 説 明
区 分	金 額	説 明	
18 負担金・補助 及び交付金	30,600	傷病手当金 30,600	傷病手当金【国民健康保険課】 30,600

議案第 75号

専決処分の承認について

川口市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

川口市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

川口市長 奥ノ木 信 夫

川口市税条例の一部を改正する条例

川口市税条例（昭和29年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第99条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第101条第1項又は第2項の規定による申告書に前項の規定の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第101条第1項中「第99条第2項」を「第99条第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第 76号

専決処分の承認について

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

川口市長 奥ノ木 信 夫

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

川口市国民健康保険税条例（昭和29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第22条第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「510,000円」を「520,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 77号

専決処分の承認について

川口市病院事業の設置等に関する条例及び川口市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

川口市病院事業の設置等に関する条例及び川口市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

川口市長 奥ノ木 信夫

川口市病院事業の設置等に関する条例及び川口市病院事業使用料及び手数料
条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

川口市病院事業の設置等に関する条例及び川口市病院事業使用料及び手数料条例
の一部を改正する条例（令和元年条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中川口市病院事業
の設置等に関する条例第1条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 78号

専決処分の承認について

個人情報の記載された書類の誤送付に係る和解契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

個人情報の記載された書類の誤送付に係る和解契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年4月20日

川口市長 奥ノ木 信夫

個人情報の記載された書類の誤送付に係る和解契約の締結について
次のとおり個人情報の記載された書類の誤送付に係る和解契約を締結する。

記

1 相手方 戸田市在住

女性 27歳

2 和解条項

- (1) 川口市は、上記の者に対し、本件により与えた損害に対する責任を認め、謝罪するとともに今後の再発防止策を講ずることを約する。
- (2) 川口市は、上記の者に対し、本件に関する解決金として、金1,000,000円を令和2年5月31日までに、上記の者の指定する金融機関口座に振込送金して支払う。振込手数料は川口市の負担とする。
- (3) 川口市と上記の者との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

議案第 79号

専決処分の承認について

川口市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

川口市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

川口市長 奥ノ木 信 夫

川口市税条例の一部を改正する条例

川口市税条例（昭和29年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第24条の4の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第24条の5 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 80号

専決処分の承認について

川口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

川口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

川口市長 奥ノ木 信夫

川口市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川口市国民健康保険条例（昭和34年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第3項に見出しとして「（川口市国民健康保険条例の廃止）」を付する。

附則第4項に見出しとして「（法の制定に伴う国民健康保険事業の応急措置に関する条例の廃止）」を付する。

附則第5項に見出しとして「（川口市国民健康保険運営協議会条例の廃止）」を付する。

附則第6項の前に見出しとして「（鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置）」を付する。

附則に次の見出し及び7項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

9 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等（健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。）をいう。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。附則第12項において同じ。）は、当該被保険者（その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（以下この項から附則第11項までにおいて「支給開始日」という。）が新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮し規則で定める日までの間にある者に限る。以下同じ。）の属する世帯の世帯主に対し、支給開始日から労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

10 傷病手当金の額は、1日につき、支給開始日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数がある

ときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その額とする。

- 1 1 傷病手当金の支給期間は、支給開始日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 1 2 療養のため労務に服することができないときにおいて給与等の全部又は一部を受けることができる被保険者については、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第10項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 1 3 前項に規定する被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全部を受けることができなかつたときは附則第10項の規定により算定される額を、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が同項の規定により算定される額より少ないときはその差額を傷病手当金として支給する。ただし、前項ただし書の規定により傷病手当金の一部の支給を受けたときは、その額を当該支給額から控除する。
- 1 4 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。
- 1 5 附則第9項から前項までの規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定により、これに相当する給付を受けられる場合には、行わない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川口市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）附則第9項から第15項までの規定は、令和2年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例附則第9項から第15項までの規定は、新条例附則第9項に規定する支給開始日が令和2年1月1日以後である被保険者について、適用する。

議案第 81号

専決処分の承認について

川口市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

川口市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年5月1日

川口市長 奥ノ木 信 夫

川口市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

川口市後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 82号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立青木保育所

2 指定管理者となる団体の名称

愛知県名古屋市東区葵3丁目15番31号 千種ニュータワービル17階
株式会社日本保育サービス

代表取締役 古川 浩一郎

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 83号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立芝高木保育所

2 指定管理者となる団体の名称

川口市道合1221番地

学校法人大徳寺学園

理事長 後藤 光純

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 84号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立川口駅前保育園

2 指定管理者となる団体の名称

愛知県名古屋市東区葵3丁目15番31号 千種ニュータワービル17階
株式会社日本保育サービス

代表取締役 古川 浩一郎

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 85号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	幅員 (m)	延長 (m)	
安 行 第197-6号線	大字安行吉岡字大原1383番14地先	大字安行吉岡字大原1388番2地先		4.0	89.3	①
安 行 第197-7号線	大字安行吉岡字大原1383番6地先	大字安行吉岡字大原1383番12地先		4.0	75.0	②

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

認定路線位置概図



議案第 86号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

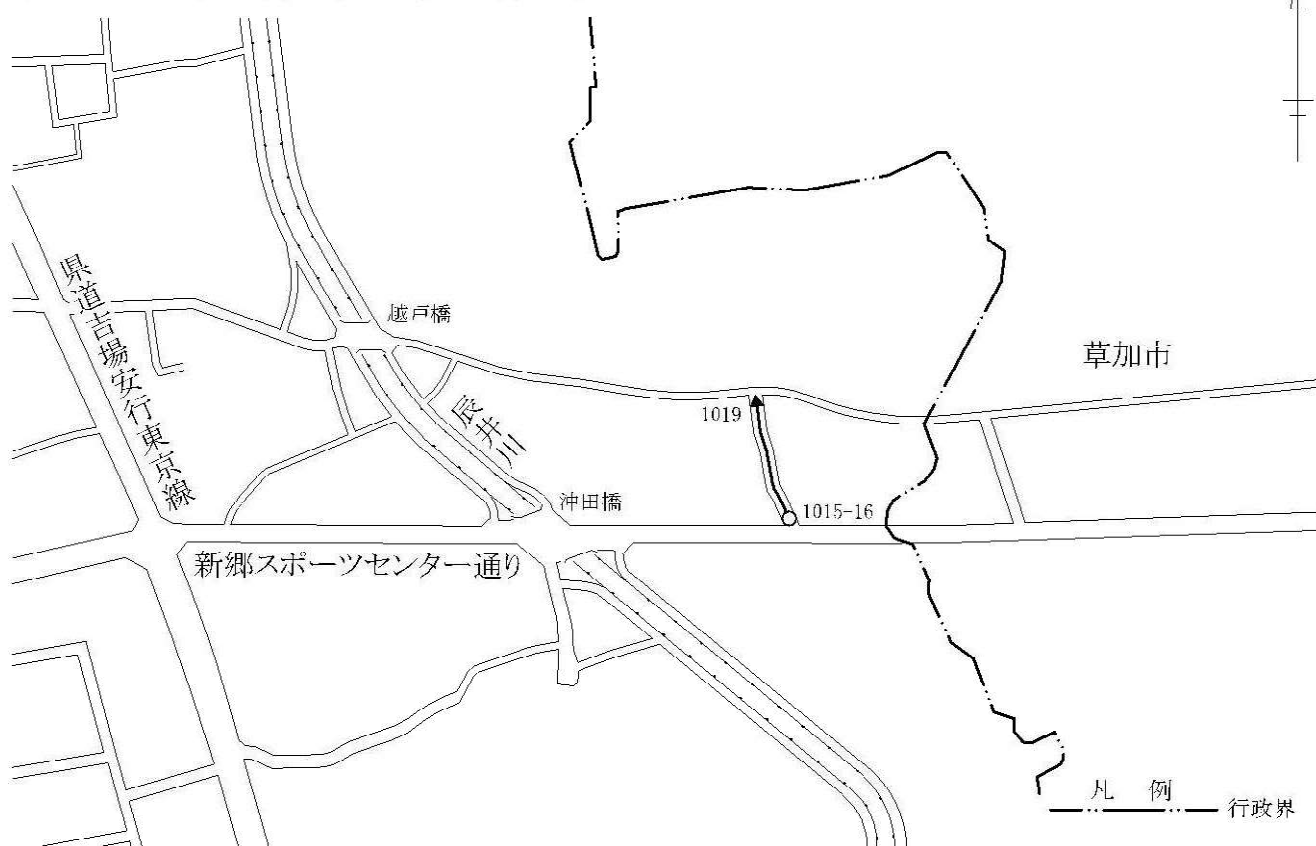
記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
新 郷 第505号線	大字新堀字沖田1015番16地先	大字新堀字沖田1019番地先		1.8	73.1

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

廃止路線位置概図



議案第 87号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	幅員 (m)	延長 (m)
神 根 第681号線	大字赤芝新田字甲道下57番地先	大字赤芝新田字道上506番2地先		2.7	57.9

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

廃止路線位置概図



議案第 88号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	幅員 (m)	延長 (m)
安 行 第293号線	大字安行字大元726番1地先	大字安行字大元727番4地先		0.9	194.7

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

廃止路線位置概図



議案第 89号

川口市農業委員会委員の任命同意について

川口市農業委員会委員に次の者を任命するため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により同意を求める。

記

伊藤 勝博	昭和40年1月26日生	川口市大字西新井宿1030番地
小櫃 敏文	昭和38年1月15日生	川口市大字安行藤八228番地
加藤 吉江	昭和21年11月20日生	川口市大字道合1279番地
茅野 和廣	昭和27年9月19日生	川口市大字石神1633番地の2
高山 豊江	昭和20年1月6日生	川口市大字安行領家394番地
中田 晋一	昭和36年9月15日生	川口市大字安行682番地
中村 浩幸	昭和36年7月21日生	川口市江戸2丁目12番26号
中山 正二	昭和34年10月29日生	川口市大字新井宿330番地
早船 輝明	昭和31年1月8日生	川口市大字西立野400番地
松澤 正久	昭和15年1月22日生	川口市並木2丁目9番25-202号 イニシア川口並木テラス
山岡 孝	昭和18年10月25日生	川口市大字西新井宿458番地
山崎 豊	昭和38年9月17日生	川口市大字安行原2356番地の2

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

経 歴 書

氏 名 伊 藤 勝 博
生年月日 昭和40年1月26日
現 住 所 川口市大字西新井宿1030番地

平成28年 4月 新井宿駅と地域まちづくり協議会副会長
平成30年10月 認定農業者

氏 名 小 櫃 敏 文
生年月日 昭和38年1月15日
現 住 所 川口市大字安行藤八228番地

平成30年 5月 川口市農政審議会委員
令和 2年 3月 認定農業者

氏 名 加 藤 吉 江
生年月日 昭和21年11月20日
現 住 所 川口市大字道合1279番地

平成28年10月 認定農業者
平成29年 7月 川口市農業委員会委員
平成30年 5月 川口市農政審議会委員

氏 名 茅 野 和 廣
生年月日 昭和 2 7 年 9 月 1 9 日
現 住 所 川口市大字石神 1 6 3 3 番地の 2

平成 1 3 年 4 月 鳩ヶ谷市農業委員会事務局長
平成 2 2 年 4 月 埼玉県議会議員

氏 名 高 山 豊 江
生年月日 昭和 2 0 年 1 月 6 日
現 住 所 川口市大字安行領家 3 9 4 番地

平成 2 8 年 1 1 月 認定農業者

氏 名 中 田 晋 一
生年月日 昭和 3 6 年 9 月 1 5 日
現 住 所 川口市大字安行 6 8 2 番地

平成 2 4 年 5 月 一般社団法人川口市造園業協会理事
令和 2 年 3 月 認定農業者

氏 名 中 村 浩 幸
生年月日 昭和 3 6 年 7 月 2 1 日
現 住 所 川口市江戸 2 丁目 1 2 番 2 6 号

平成 2 2 年 5 月 川口市農政審議会委員
平成 2 9 年 3 月 認定農業者

氏 名 中 山 正 二
生年月日 昭和 3 4 年 1 0 月 2 9 日
現 住 所 川口市大字新井宿 3 3 0 番地

平成 3 1 年 2 月 埼玉県インドア・グリーン協会理事長
令和 元年 1 1 月 認定農業者

氏 名 早 船 輝 明
生年月日 昭和 3 1 年 1 月 8 日
現 住 所 川口市大字西立野 4 0 0 番地

平成 2 6 年 7 月 川口市農業委員会委員
平成 2 9 年 6 月 認定農業者

氏 名 松 澤 正 久
生年月日 昭和15年1月22日
現住所 川口市並木2丁目9番25-202号 イニシア川口並木テラス

平成28年 6月 公益財団法人川口市公園緑地公社理事
平成29年 7月 川口市農業委員会委員
平成30年 5月 川口市選挙管理委員会委員

氏 名 山 岡 孝
生年月日 昭和18年10月25日
現住所 川口市大字西新井宿458番地

平成28年11月 認定農業者
平成29年 7月 川口市農業委員会委員
令和 元年 7月 川口緑化産業団体連合会会長

氏 名 山 崎 豊
生年月日 昭和38年9月17日
現住所 川口市大字安行原2356番地の2

平成 3年 3月 有限会社山樹代表取締役
平成28年 3月 認定農業者
平成29年 7月 川口市農業委員会委員

議案第 90号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

神 山 雅 子 昭和28年9月1日生 川口市西川口3丁目3番8号
令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 神 山 雅 子

生年月日 昭和28年9月1日

現住所 川口市西川口3丁目3番8号

平成24年12月 エムトラス株式会社代表取締役

平成26年10月 人権擁護委員

平成29年 4月 西川口地区レクリエーション協会理事長

平成29年10月 人権擁護委員

議案第 91号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

萩原利夫 昭和27年10月21日生 川口市中青木1丁目5番26号
令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木信夫

経 歴 書

氏 名 萩原利夫

生年月日 昭和27年10月21日

現住所 川口市中青木1丁目5番26号

平成20年 4月 草加市立瀬崎中学校教頭

平成22年 4月 川口市立原町小学校長

平成22年 5月 川口市青少年育成委員

平成26年10月 人権擁護委員

平成29年10月 人権擁護委員

議案第 92号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

若 林 のり子 昭和21年10月30日生 川口市飯原町6番55号
令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 若 林 のり子
生年月日 昭和21年10月30日
現住所 川口市飯原町6番55号

平成14年 5月	川口市社会教育委員
平成18年12月	川口市情報公開・個人情報保護運営審議会委員
平成20年10月	人権擁護委員
平成23年10月	人権擁護委員
平成26年10月	人権擁護委員
平成29年10月	人権擁護委員